

## 店頭外国為替証拠金取引ソフトウェア規定（新・楽天銀行FXソフトウェア規定）

### 第1条 規定の趣旨

1. この規定（以下「本規定」といいます。）は、お客さまと楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）との間で行うインターネットを利用した店頭外国為替証拠金取引（新・楽天銀行FX）（以下「本取引」といいます。）において、当行が提供するパソコンまたはスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードして利用する本取引用ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）について定めるものです。
2. お客さまは、本ソフトウェア（本ソフトウェアのアップデートを含みます。以下同じ。）をダウンロードする前に本規定をよくお読みください。お客さまは本ソフトウェアの利用またはダウンロードすることにより、当該時点において有効な本規定に同意したものとみなされます。

### 第2条 ご利用いただけるお客さま

1. 本ソフトウェアは、当行所定の条件を満たす個人のお客さまのみご利用いただけます。なお、お客さまは、本ソフトウェアの利用にあたり、本規定および店頭外国為替証拠金取引規定（新・楽天銀行FX取引規定）（以下「取引規定」といいます。）に同意していただく必要があります。
2. お客さまは、本ソフトウェアを当行所定の推奨環境において利用するものとします。

### 第3条 利用料

1. お客さまは、当行所定の利用料を、当行の定める時期および方法により、当行に支払うものとします。
2. 前項に定める利用料は当行が変更することができるものとします。

### 第4条 利用許諾の範囲

1. 本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権はすべて楽天証券株式会社（以下「楽天証券」といいます。）に帰属し、当行は、本規定に定めにしたがい、楽天証券の許諾を得て、本ソフトウェアをお客さまが所有する端末（以下「所有端末」といいます。）またはお客さまが正当な利用権限を有する第三者の所有する端末（以下「管理端末」といいます。）において本取引における取引の目的でのみ利用（アクセス、インストール、ダウンロード、コピー、アップデートまたはリストアその他の方法によりソフトウェア利用の利益を得ることをいいます。）することができる非排他的、譲渡不能の権利をお客さまに対して許諾します。
2. 本ソフトウェアのマニュアルに係る著作権その他知的財産権はすべて当行に帰属し、当行は本ソフトウェアを利用する目的で使用することができる非排他的、譲渡不能の権利をお客さまに対して許諾します。
3. お客さまは、本ソフトウェアおよびマニュアル（以下「本ソフトウェア等」といいます。以下同じ。）をダウンロードした場合、バックアップの目的に限り、所有端末および管理端末に機械による読み取り可能な形態で本ソフトウェア等を1部作成することができます。
4. お客さまは、本ソフトウェア等その他付随する機能の全部または一部に対し、複製、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、ソースコード導出の試み、暗号化、修正または二次的著作物を創作することはできないものとし、これらの行為を行わないこと、および第三者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。ただし、本規定により明示的に許可された場合ならびにお客さまおよび当行に適用される法令等（以下「適用法」といいます。）により本規定を適用することが許容されない場合を除きます。

### 第5条 本人確認

本ソフトウェアの利用にあたり、リモートバンキング利用規定に定める当行所定の本人確認手続を行うものとします。

#### 第6条 お客さまの禁止行為

1. お客さまは、本規定に別に定めるほか、次の各号に掲げる行為のいずれも行ってはならないものとします。
  - (1) 取引規定第26条第1項各号に定める行為を目的として本ソフトウェア等を利用する行為
  - (2) 本ソフトウェア等をレンタル、リース、貸与、販売、再頒布またはサブライセンス、譲渡または占有を移転する行為
  - (3) 本規定または適用法により許容されている場合を除き、本ソフトウェアに関連するパフォーマンス、ベンチマークテストもしくは分析を公開する行為
  - (4) 営利を目的とするかどうかにかかわらず、本規定または適用法により許容されている場合を除き、本ソフトウェア等の利用によりお客さまが取得した情報を、公開、複製、転載、再配布、販売する行為
  - (5) 本ソフトウェア等の知的所有権に関する表示を削除する行為
  - (6) 前各号に定めるほか、本ソフトウェア等に係る当行および楽天証券の権利を侵害する一切の行為
2. お客さまの行為が前項に定める行為に該当するかどうかの判断は当行が行うものとし、お客さまは当行の判断に従うものとします。
3. 当行は、お客さまが第1項に該当したときは、当行はお客さまに事前に通知することなく、本取引の利用を制限し、または停止することができるものとします。

#### 第7条 サポート

当行は、本規定に基づく契約の継続中、当行所定の方法および条件により本ソフトウェアに係るサポートを提供します。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当行はサポートの義務を負いません。

- (1) 本ソフトウェアが本規定またはマニュアルに従って利用されない場合
- (2) 本ソフトウェアの全部または一部が、当行以外の者によって変更された場合
- (3) 本ソフトウェアの不具合が当行以外によって提供されたソフトウェアが原因の場合

#### 第8条 プライバシー

お客さまが、本ソフトウェアの利用によって当行が取得するお客さまに関する情報の取扱いについては、取引規定の定めによるものとします。

#### 第9条 終了

1. お客さまは、本ソフトウェアをアンインストールすることにより本規定に基づく契約を終了させることができるものとします。
2. 取引規定に係る契約が終了したときは、本規定に係る契約も同時に終了するものとします。
3. 前二項の定めより本ソフトウェア等の利用を終了したときは、速やかに本ソフトウェア等に関する一切のデータを破棄するものとします。

#### 第10条 免責

1. 一切の本ソフトウェア等を利用する上での危険は、お客さまのみが負担し、品質適合性、性能、正確性に関する包括的危険は、お客さまにあることを明確に認識したうえでこれに同意するものとします。

2. 本ソフトウェア等は、すべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状渡し」および「提供可能な限度」で提供され、当行は、本ソフトウェア等に関するすべての明示、黙示の保証および条件を明確に否認します。当該保証および条件には、商品性、品質適合性、特定目的適合性、正確性および第三者の権利非侵害性を含まれますがこれらに限られません。

3. 当行は、本ソフトウェア等の利用または利用不可に起因または関連する、逸失利益、意図しない取引の成立または意図した取引の不成立、データの損壊または消失、データの送信または受信の失敗、仕事の中断またはその他の商業的損害もしくは損失等を含む、身体傷害または付随的損害、特別損害、間接損害または二次的損害等について、契約上、不法行為等の責任の発生事由にかかわらず、いかように発生しようと、当行が当該損害の可能性を示唆されていた場合においても、一切の責任を負いません。

4. 前各項の定めに関し、適用法により、これを適用することが許容されない場合には、当該規定についてはその適用法により適法となる範囲に縮減されて適用するものとします。

5. リモートバンキング利用規定第7条各項に定める免責事項については、本規定に準用します。

#### 第11条 利用時間

1. 本ソフトウェアは、当行が別途定める時間内において利用することができるものとします。

2. 当行は、本ソフトウェアの保守を実施する場合または障害が発生した場合には、事前に通知することなく本ソフトウェアの利用を停止することがあります。

#### 第12条 本ソフトウェア等の提供の終了

当行は、ウェブサイトにて一定期間告知することにより、本ソフトウェア等の全部または一部の提供を中止または終了することができるものとします。

#### 第13条 準拠法

本規定は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

#### 第14条 合意管轄

お客さまと当行との間の本取引に関する一切の訴訟については、当行の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第15条 本規定の変更

当行は、お客さまに事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当行ウェブページ上に掲示することによりお客さまに変更内容を告知するものとします。

#### 第16条 他の規定の準用

本規定に定めのない事項については、楽天銀行口座取引規定およびリモートバンキング規定、取引規定、その他の規定、規則その他ウェブサイトへの掲示内容により取り扱います。

以上

(2014年3月24日)